

発議第4号

道路事業予算の確保等に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、道路事業予算の確保等に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月12日提出

提出者	薩摩川内市議会議員	福元光一
賛成者	〃	森永靖子
〃	〃	大田黒博
〃	〃	川添公貴
〃	〃	成川幸太郎

提案理由

道路は、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つであり、地域づくりを進める上で極めて重要であることから、厳しい財政状況下においても道路整備や老朽化対策に取り組む必要があるが、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で終了した場合、今後の道路整備や老朽化対策に大きな影響を及ぼすこととなる。

については、国会及び関係行政庁に対し、道路事業予算の確保等に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 道路事業予算の確保等に関する意見書（案）

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心な暮らしを確保し、災害時には市民の生命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つであります。

当市においても、南九州西回り自動車道に代表される高速交通体系の整備は、広域的な高速交通ネットワークを形成し、九州の一体的浮揚に寄与するだけでなく、地域間の交流連携の強化や産業・観光の振興、災害時における緊急輸送路としての機能など地域づくりを進める上で極めて重要であります。

一方で、建設後50年以上経過する道路施設の割合は、今後20年で加速度的に高くなると言われており、引き続き点検を継続し、厳しい財政状況や限られた人員の中で計画的に老朽化対策に取り組む必要があります。

このような状況下において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で終了した場合、地方の財政負担が増加し、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶことになります。

よって、政府においては道路整備の重要性を深く認識され、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

### 記

道路整備や老朽化対策を計画的かつ着実に推進するため、安定的かつ十分な道路事業予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月12日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣